

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

（輸入数量の換算）

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第三項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

第七条 令第十四条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
(省 略)	(省 略)	(省 略)

物 品	品 目	換 算 率
同 上	同 上	同 上

別表（第九条関係）

別表（第九条関係）

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類 ～ 第六〇類 第六一類 第六二類	(省 略)	紡織用繊維の織物類 又は編物からの製造

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類 ～ 第六〇類 第六一類 第六二類	同 上	紡織用繊維の糸から の製造

備考 (省略)	九六・一七 ~	(省略)
備考 同上	九六・一七 ~	同上